



三重県公報

令和3年3月16日 (火)

第 191 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

規 則

51	保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則	(医療政策課)	2
52	老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	(長寿介護課)	9
53	化製場等に関する法律等施行細則の一部を改正する規則	(食品安全課)	13
54	三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	29
55	三重県動物愛護推進センター条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	31

病院事業庁管理規程

5	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	31
---	---------------------------	---------	----

告 示

163	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産総務課)	34
164	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	38
165	同件	(同)	39
166	同件	(同)	39
167	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録更新の申請	(同)	40
168	同件	(同)	40
169	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出納局)	41

公 告

軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税収確保課)	41
土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	41
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	41
同件	(同)	41
同件	(同)	42
同件	(同)	42
同件	(同)	42
開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	42

規則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和3年3月16日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三 重 県 規 則 第 五 十 一 号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和14年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の一及び第一号様式を次のように改める。

第1号様式の2 (第3条関係)

三 重 県 証 紙
貼 付 檻

准 看 護 師 免 許 申 請 書

1 試験合格	年 月 日 第 回	都 道 府 県
2 罰金以上の刑に処せられたことの有無 (有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)	有・無	
3 准看護師の業務に関する犯罪又は不正行為を行ったことの有無 (有の場合、違反の事実及び年月日)	有・無	
4 旧姓併記の希望の有無	有・無	

上記により准看護師免許証の交付を申請します。

年 月 日

三重県知事 宛て

本 籍 (国 籍)	都 道 府 県
--------------	------------

住 所	〒
連絡先電話番号	()

ふりがな	(氏)	(名)	性 別
氏 名			男
	(旧姓)		女
通 称 名			
生年月日	年 月 日		

添付書類

- 戸籍抄本(謄本)又は住民票の写し(本籍が記載され、かつ個人番号の記載のないものに限る。)
(発行の日から6か月以内のもの)
- 准看護師試験合格証書の写し
- 診断書(発行の日から1か月以内のもの)

第2号様式（第3条関係）

三 重 県 付 証 紙 欄

准看護師籍訂正及び免許証書換え交付申請書

1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号 第 号

3 変更が生じた事項

	変 更 前		変 更 後（第1回）		変 更 後（第2回）	
本 籍 (国 籍)	都	道	都	道	都	道
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名	(旧姓)		(旧姓)		(旧姓)	
旧姓併記の希望			有	・	無	有
通 称 名						

変更の事由	
-------	--

上記により准看護師籍訂正及び免許証書換え交付を申請します。

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒
就業場所の所在地	
連絡先電話番号	()
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

- 添付書類
- 1 戸籍抄本（謄本）（発行の日から6か月以内のもの）
 - 2 准看護師免許証
 - 3 提出期限（30日）を過ぎたときは、遅延理由書

第三号様式中「㊀」を削る。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

三 重 県 証 紙
貼 付 欄

准 看 護 師 免 許 証 再 交 付 申 請 書

1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号 第 号

3 再交付の理由 (損 傷 · 亡 失)

上記により准看護師免許証の再交付を申請します。

年 月 日

三重県知事 宛て

本 籍 (国 籍)	都 道 府 県	
住 所	〒	
就業場所の所在地		
連絡先電話番号	()	
ふ り が な	(氏)	(名)
氏 名	(旧姓)	
通 称 名		
生 年 月 日	年 月 日	

添付書類

- 1 再交付に関する調査書
- 2 戸籍抄本（謄本）又は住民票の写し（本籍が記載され、かつ個人番号の記載のないものに限る。）
(発行の日から6か月以内のもの)
- 3 損傷の場合は、損傷した免許証

第四号様式の11中「㊂」を削る。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第3条関係）

准看護師試験受験願書												
三 重 県 証 紙 貼 付 欄												
本 籍 (国籍)												
住 所	〒											
ふりがな 氏 名		年 月 日 生										
学歴 〔中学校若しくは義務教育学校卒業又は中等教育学校前期課程修了から記入してください。〕												
連絡先電話番号	()											
上記により、准看護師試験を受験したいので申請します。												
年 月 日												
氏 名												
三重県知事 宛て												
(注意) 1 字は、インク、ボールペン等（黒又は青に限る。）を用い、楷書では つきりと書くこと。 2 三重県収入証紙には、消印をしないこと。 3 以下、※印の欄には、記入しないこと。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">*受験番号</th> <th style="width: 33%;">*コード</th> <th style="width: 33%;">*保健所受付欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>保健所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			*受験番号	*コード	*保健所受付欄		保健所		学校		本籍	
*受験番号	*コード	*保健所受付欄										
	保健所											
	学校											
	本籍											

第六号様式、第八号様式、第九号様式及び第十号様式中「④」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際にこの規則による改正前の保健師助産師看護師法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の保健師助産師看護師法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和二年三月十六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第五十一号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成五年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第二十一号様式までの規定中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、「④」を削る。

第十二号様式から第十五号様式までを次のように改める。

第23号様式（第15条関係）

有料老人ホーム設置届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者

有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- 4 事業開始の予定年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 施設において供与される介護等の内容
- 7 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 8 施設の運営の方針
- 9 入居定員及び居室数
- 10 職員の配置の計画
- 11 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 12 一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容
- 13 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 14 長期の収支計画

添付書類

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 2 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 3 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 4 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- 5 事前協議時からの変更箇所一覧

第24号様式（第15条関係）

有料老人ホーム設置届出事項変更届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者

次のことについて変更を生じたので、老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。

記

施設の名称 及び所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	

添付書類

変更事項を明らかにする書類

第25号様式（第15条関係）

有料老人ホーム廃止又は休止届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者

有料老人ホームを廃止又は休止したいので、老人福祉法第29条第3項の規定により届け出ます。

記

施設の名称 及び所在地	
廃止年月日 (休止する期間)	年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)
廃止又は休止 する理由	
現に利用して いる者に対する 措置の状況	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 (経過措置) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の老人福祉法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書等は、この規則による改正後の老人福祉法施行細則の規定に基づいて提出された届出書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

化製場等に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をつゝに公布します。

令和3年3月十六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三 重 県 規 則 第 五 十 三 号

化製場等に関する法律等施行細則の一部を改正する規則

化製場等に関する法律等施行細則（昭和三十五年三重県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

死亡獣畜特別処理許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、
（主たる事務所の所在地、代表者）
の氏名及び住所）

次のとおり死亡獣畜を施設外で処理したいので申請します。

記

獣 類	病 名	処 理 目 的	処 理 方 法	処 理 予 定 日	処 理 場 所

死亡獣畜取扱場外で処理を必要とする理由

鈴川市議会のものとある。

第3号様式（第3条関係）

化製場等設置許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、
（主たる事務所の所在地、代表者）
の氏名及び住所）

次のとおり化製場（死亡獣畜取扱場）を設置したいので申請します。

記

- 1 化製場又は死亡獣畜取扱場の名称及び所在地
- 2 化製場又は死亡獣畜取扱場の区別
- 3 管理者の住所、氏名及び生年月日
- 4 死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の区別
- 5 化製場にあつては、製品及び取扱原料の種目並びに処理方法
- 6 法第4条各号に掲げる場所に関する事項

(添付書類)

- 1 施設の構造設備の概要
 - イ 構造仕様書
 - ロ 設備の名称、箇数及び仕様書
- 2 法人にあつては登記事項証明書
- 3 化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の図面
- 4 付近300メートル以内の見取図

備考 法第8条に規定する施設にあつては、この様式に準じて作成すること。

第五号様式から第七号様式までを次のとおりに改める。

第5号様式（第3条関係）

化 製 場 等 変 更 届

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地、代表者
の氏名及び住所）

次のとおり化製場（死亡獣畜取扱）の施設（区域）を変更したいので届け出ます。

記

1 化製場又は死亡獣畜取扱場の名称及び所在地

2 変更事項

添付書類

変更後の施設（埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域）の構造設備の状況
を明らかにした図面

備考 法第8条に規定する施設にあつては、この様式に準じて作成すること。

第6号様式（第4条関係）

化製場等記載事項変更届
経営停止（廃止）

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地、代表者
の氏名及び住所）

化製場等に関する法律施行細則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

記

1 変更、廃止又は停止の年月日

2 変更の場合その事項

3 変更、廃止又は停止の理由

備考 法第8条に規定する施設にあつては、この様式に準じて作成すること。

第7号様式（第7条関係）

動物の飼養又は収容許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地、代表者
の氏名及び住所）

化製場等に関する法律第9条第1項の規定により次のとおり申請します。

記

- 1 施設の所在地
- 2 動物の種類
- 3 動物の数
- 4 施設の構造設備の概要

添付書類

- 1 施設の構造設備の平面図
- 2 付近100メートル以内の見取図
- 3 法人にあつては登記事項証明書

第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第7条関係）

動 物 の 飼 養 又 は 収 容 届

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地、代表者
の氏名及び住所）

化製場等に関する法律第9条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

記

1 施設の所在地

2 動物の種類

3 動物の数

4 施設の構造設備の概要

添付書類

1 施設の構造設備の平面図

2 付近100メートル以内の見取図

3 法人にあつては登記事項証明書

第十一号様式及び第十一号様式を次のように改める。

第11号様式（第8条関係）

動物の飼養又は収容廃止（非該当）届

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地、代表者
の氏名及び住所）

化製場等に関する法律第9条第1項の規定に該当しなくなつたので、次のとおり届け
出ます。

記

1 施設の所在地

2 動物の種類

3 動物の数

4 廃止（非該当）の年月日

添付書類

許可証又は届済証

第12号様式（第9条関係）

死 亡 獣 畜 处 理 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、
 主たる事務所の所在地、代表者
 の氏名及び住所）

次のとおり死亡獣畜を処理したいから届け出ます。

記

1 解体、埋却又は焼却を行う死亡獣畜取扱場の所在地

2 死亡獣畜の種類等

獣 類	性別	年 令	毛 色	特 徴	病 名	死 年 月 亡 日	畜主住所氏名

3 解体、埋却又は焼却の日時

備考 獣医師の死亡診断書（検査書）を添付のこと。

第十六号様式及び第十七号様式を次のように改める。

第16号様式(第10条関係)

死 亡 獣 畜 取 拔 場 月 報 (月 分)

三重県保健所宛て

住所 氏名

日 月 年

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所〕

化製場等に関する法律施行細則第10条により次のとおり報告します。

四

第17号様式（第10条関係）

化 製 場 月 報 (月分)

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

住所

氏名

（法人にあつては、その名称、
 主たる事務所の所在地、代表者
 の氏名及び住所）

化製場等に関する法律施行細則第10条により、次のとおり報告します。

記

種別	原 料						製 品 及 び 量					
	肉	皮	内臓	血液	脂肪	その他	皮革	油脂	にかわ	肥料	飼料	その他
死 亡 獸 畜												
鳥 類												
魚 介 類												

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布日から施行する。
- 2 (経過措置) この規則の施行の際に改正前の化製場等に関する法律等施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の化製場等に関する法律等施行細則の規定に基づいて提出されている申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月十六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第五十四号**三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和五十七年三重県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

事 故 届 出 書

年 月 日

保健所長 宛て

届出者 住所

氏名

(電話番号)

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

私の飼い犬が人に危害を加えたので、三重県動物の愛護及び管理に関する条例第8条の規定により、届け出ます。

事 故 を 起 こ し た 犬	種類		性別		年齢	
	体格		名		毛色	
	特徴					
	けい留の有無		過去におけるこう傷の有無			
発 生 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分					
発 生 場 所						
発 生 原 因						
被 害 者	住所					
	氏名					
応急措置の概要						
被 害 の 内 容						
備 考						

(規格A4)

備考 狂犬病予防法施行規則第5条の規定による犬鑑札番号及び同施行規則第12条第3項の規定による注射済票番号を備考欄に記入すること。

第四号様式中「四」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に改正前の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県動物愛護推進センター条例施行規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和3年3月16日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第五十五号

三重県動物愛護推進センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重県動物愛護推進センター条例施行規則(平成二十九年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「四」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に改正前の三重県動物愛護推進センター条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県動物愛護推進センター条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程を以下に公布します。

令和3年3月16日

三 重 県 病 院 事 業 庁 長 加 藤 和 浩

三重県病院事業庁管理規程第五号

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業条例施行規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。第一号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

(表面)

入 院 申 込 書

年 月 日

三重県立 院長 宛て

病院への入院を申し込みます。入院中は、病院の諸規則及び療養上の指示に従います。これに違反した場合は、退院を命じられても異議ありません。

患者の入院中の診療費等は、病院指定の納付期限内に申込者兼支払義務者が必ず支払います。

支払いを怠った場合は、診療費等の回収に必要な範囲内で、病院が申込者兼支払義務者の住所、資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、公的機関等に照会・調査を行うことに同意します。

患 者	ふりがな	職業		
	氏名			
	生年月日		年 月 日 (歳)	
	現住所		〒	—
	勤務先名		電話	— —

申込者 兼 支 払 義 務 者	ふりがな	患者 と の 関 係		
	氏名			
	生年月日		年 月 日 (歳)	
	現住所		〒	—
	勤務先名		電話	— —

備考 1 申込者兼支払義務者は、支払能力を有する成年者としてください。

なお、患者が未成年の場合は、保護者を記入してください。

2 申込者兼支払義務者が患者本人の場合、「申込者兼支払義務者」欄の記入については、「氏名」欄以外の記入は不要です。

規格 A 4

(裏面)

連帯保証人は、申込者兼支払義務者が指定の期日までに診療費等の支払ができない場合に、申込者兼支払義務者と連帯して滞りなく支払います。

ただし、連帯保証人の支払額は、極度額（支払限度額）の範囲内とします。

また、支払いを怠った場合は、診療費等の回収に必要な範囲内で、病院が連帯保証人の住所、資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、公的機関等に照会・調査を行うことに同意します。

連 帯 保 証 人	ふりがな			患者 と の 関 係
	氏名			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	現住所	〒 —		
	勤務先名	電話 — —		
	極度額 (支払限度額)			

備考 1 連帯保証人は、申込者兼支払義務者と別に生計を営んでいる支払能力のある成年者としてください。

2 自筆で記入してください。

入院中の患者本人の身上に関する事項は、身元引受人において引き受け、退院の指示があった場合には、指定の期日に患者を引き取ります。

身 元 引 受 人	ふりがな			患者 と の 関 係
	氏名			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	現住所	〒 —		
	勤務先名	電話 — —		

備考 身元引受人は、患者本人以外の成年者としてください。

なお、患者本人以外の申込者兼支払義務者又は連帯保証人が身元引受人となる場合、「身元引受人」欄の記入については、「氏名」欄以外の記入は不要です。

規格 A 4

附 則

- 1 リの管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 リの管理規程の施行の日前にリの管理規程による改正前の三重県病院事業条例施行規程に規定する様式により作成やされている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用するものとする。

告 示

三重県告示第 163 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表を削る。

別表 1(2)の表中第 1 号の項を次のように改め、同表を別表 1(1)の表とする。

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の 目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補 助(交付)率	(E) 補助対象者
1	食料産業・6次産業化推進事業費補助金	6次産業化に向けた支援体制の整備や新商品開発、販路開拓、地域での食育推進等の取組を支援する。	食料産業・6次産業化交付金実施要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1 6次産業化の推進体制整備事業 2 6次産業化の推進支援事業 （1）インバウンドを中心とする観光消費の促進 （2）経済活動としての農福連携の発展 （3）2次・3次産業と連携した加工・直売の推進 （4）新商品開発・販路開拓の実施	事業費の 10/10 以内 事業費の 1/3 以内（市町が定める当該市町の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町が認めるものにあつては、事業費の 1/2 以内） 事業費の 1/2 以内 事業費の 1/3 以内（市町が定める当該市町の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町が認めるものにあつては、事業費の 1/2 以内） 事業費の 1/3 以内（市町が定める当該市町の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当	食料産業・6次産業化交付金実施要綱に定める事業実施主体

			(5) 直売所の売上向上に向けた多様な取組	該市町が認めるものにあつては、事業費の1/2以内。ただし、施設給食の導入実証の取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする。) 事業費の1/3以内(市町が定める当該市町の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町が認めるものにあつては、事業費の1/2以内) 事業費の1/2以内	
		3 地域での食育の推進事業	事業費の1/2以内		
		4 バイオマス産業都市推進事業	事業費の1/2以内		
		5 メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業	事業費の10/10以内		
		6 フードバンク活動の推進事業 (1) 検討会の開催等	事業費の10/10以内		
		(2) フードバンク活動支援	事業費の1/2以内		
		7 研究開発・成果利用の促進事業	事業費の10/10以内		

別表1(3)の表第16号の項を削り、第17号の項を第16号の項とし、第18号の項から第22号の項までを1項ずつ繰り上げ、同表を別表1(2)の表とする。

別表1(4)の表に次のように加え、同表を別表1(3)の表とする。

2	農業共同利用施設災害復旧事業費補助金	災害により損傷した農業共同利用施設を復旧し、農業の維持を図るとともに、その経営の安定に寄与する。	農業協同組合等の共同利用施設の災害復旧事業に要する経費	事業費の2/10以内。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)第3条及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第6条の規定により補助率を決定しているものにあつては、当該決定に係る補助率とする。	農業協同組合等
---	--------------------	--	-----------------------------	--	---------

別表1(5)の表を別表1(4)の表とし、別表1(6)の表第6号の項を次のように改める。

6	家畜伝染病緊急防疫体制整備事業費補助金	農場出入口等の消毒の徹底、感染源となる野生動物の捕獲を促進することや養豚農場豚舎(離乳舎等)内への豚熱ウイルス侵入防止対策を講じ	家畜伝染病の感染拡大を防止するため、消毒薬、動力噴霧器等の整備、野生生物の捕獲促進のための報償金やわなの購入等の補助及び養豚農場豚舎(離乳舎等)内への豚熱ウイルス侵入防止対策に要する経費	事業費の10/10又は1/2以内 養豚農場豚舎(離乳舎等)への豚熱ウイルス侵入防止対策について	一般社団法人三重県畜産協会
---	---------------------	--	---	--	---------------

		ること等により家畜伝染病の感染拡大を防止する。		定額（ただし、1離乳舎等あたり663千円を上限とする。）	
--	--	-------------------------	--	------------------------------	--

別表1(6)の表に次のように加え、同表を別表1(5)の表とする。

13	みえのブランド牛経営等緊急支援事業費補助金	みえのブランド牛経営体に緊急的に支援を行い、肉用経営基盤の弱体化を抑え、将来の需要等に対応できるよう生産頭数の維持拡大を図る。	みえのブランド牛経営体に支援を行うための助成に要する経費及びその助成事務に要する経費	肉用牛1頭当たり、牛マルキン制度の交付対象外の1割相当分の1/4以内及び定額	一般社団法人三重県畜産協会
14	みえの食肉安心・安全・安定供給事業費補助金	県内食肉処理施設における新型コロナウイルス感染症等の発生を未然に防ぐための対策に對し支援することで、安定した畜体制を維持する。	食肉処理施設における感染症防止対策及び感染症対応施設設備に要する経費	事業費の1/2以内	四日市市、株式会社三重県四日市畜産公社、株式会社三重県松阪食肉公社

別表1(7)の表を別表1(6)の表とし、別表1(8)の表を別表1(7)の表とし、別表1(9)の表第3号の項（C）及び（D）の欄を次のように改める。

1 農地集積や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に関連する事業に必要な換地計画の策定のための調査・調整等を行う経費	事業費の50／100以内。ただし、地域振興関係六法の指定地域にあっては、事業費の55／100以内
2 担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について区画整理、農用地の造成等を一体的に実施する事業に必要な換地計画の策定のための調査・調整等を行う経費	事業費の62.5／100以内

別表1(9)の表第4号の項（C）及び（D）の欄を次のように改め、同表を別表1(8)の表とする。

統合整備強化対策 1 統合整備 土地改良区の合併又は合同事務所の設置の推進に要する経費 2 管理再編整備 管理組織機能の低下地域、条件不利地域等で施設管理組織が形成されていない地域における維持管理体制の再編整備に要する経費	事業費の50／100以内
---	--------------

別表1(10)の表を別表1(9)の表とし、別表1(11)の表第9号の項を次のように改める。

9 原木安定供給促進事業費補助金	合板工場等の生産性向上等体质強化のため、間伐や路網整備等を一体的に行い、原木の安定的な供給を図る。	間伐材生産・路網整備 1 間伐材生産 (1) 間伐材の生産（不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他附帯施設整備（林内作業場、土場等））の実施 (2) 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等） 2 路網整備・機能強化 (1) 林業専用道（規格相当）整備	定額	市町、選定経営体等
------------------	---	---	----	-----------

			<p>ア 林業専用道（規格相当）整備</p> <p>イ 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等）</p> <p>(2) 森林作業道整備</p> <p>ア 森林作業道整備</p> <p>イ 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等）</p> <p>(3) 機能強化</p> <p>ア 機能強化</p> <p>イ 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等）</p> <p>(4) 航空レーザ計測</p> <p>3 高性能林業機械等の整備</p> <p>4 人工造林</p> <p>(1) 低コストな人工造林の実施</p> <p>(2) 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け、鳥獣害防止施設等整備等）</p>	定額 (1/2 以内) 定額	
--	--	--	---	-------------------	--

別表 1(11)の表第 10 号の項 (C) の欄を次のように改め、同表を別表 1(10)の表とする。

木材産業の体質強化対策

- 1 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率タイプ）
- 2 木材加工流通施設等整備（低コストタイプ）
- 3 品目転換施設整備
- 4 高度加工処理施設整備

別表 1(12)の表を別表 1(11)の表とし、別表 1(13)の表を別表 1(12)の表とし、別表 1(14)の表に次のように加え、同表を別表 1(13)の表とする。

9	水産物学校給食提供事業費補助金	学校給食に県産水産物を提供することで、食材や生産現場への関心や理解を深めるとともに、水産物の消費拡大を図る。	県産水産物を学校給食の食材として提供することに要する経費	定額	三重県漁業協同組合連合会
10	新型コロナウイルスの影響に伴う水産業人材確保緊急対策事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により技能実習生等の確保が困難な状況にある県内水産業者的人材確保を図る。	安全で居心地の良い職場環境の改善のために必要となるトイレや休憩場等の施設改修や備品購入等に要する経費	事業費の 1/2 以内	県内漁業者
11	水産产地市場衛生管理向上対策事業費補助金	市場の衛生管理に係る取組を支援することにより水産関係者の衛生管理意識の向上を図る。	衛生管理に関する研修会の開催や市場の衛生管理に係る軽微な改修に要する経費	事業費の 1/2 以内	漁業協同組合等
12	創造的かつ革新的な漁協経営強化対策事業費補助金	アフターコロナの新たな販売チャネルとして対応可能な事業モデルを構築し、将来にわたって持続可能な漁業の経営基盤の創出を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響下における継続的かつ健全な漁家経営に資するため、生産・流通・販売の構造強化を目的に漁協と漁業者が連携して取り組む創造的かつ革新的な新たな事業の実施に直接必要な経費	補助率 10/10 1 取組あたり 1,000 万円以内	沿海漁業協同組合
13	環境変化に対応した新たなみえのスマート真珠養殖確立事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により真珠の流通が停滞するなか、県産真珠の魅力を発信することによ	県産真珠の魅力を国内外に発信できる真珠養殖業者等の人材を育成するとともに、オンライン真珠 P R セミナー等を開催し、国内外に県産真珠の魅力を発信するための真珠 P R プラットフォームの整備	事業費の 10/10	三重県真珠振興協議会

		り、県産真珠のブランドイメージの向上と顧客創出を図る。	に要する経費		
14	県産食材仕入支援事業費補助金	県内量販店と連携し、県産農水産物の販売促進を目的としたキャンペーンを実施することにより、県産農水産物の消費を喚起し、生産者の支援を図る。	「みえの旬が一番」食べてお得なキャンペーンに係る対象商品の仕入れに要する経費	事業費の3／10以内	キャンペーンに参加する量販店等

別表1(15)の表を別表1(14)の表とし、別表1(16)の表を別表1(15)の表とする。

別表2の表を次のように改める。

区分	(A) 補 助 金 等 の 名 称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	造林事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
2	県単森林環境創造事業費補助金		
3	林業・木材産業構造改革事業費補助金		
4	特定森林再生事業費補助金		
5	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金		
6	林道事業費補助金		
7	林道施設災害関連事業費補助金		
8	災害関連山村環境施設復旧事業費補助金		
9	林道施設災害復旧事業査定設計委託費補助金		
10	林地崩壊防止事業費補助金		
11	県単林道事業費補助金		
12	林業用施設災害復旧事業費補助金		
13	里地里山保全活動支援事業費補助金		
14	自然に親しむ施設整備事業費補助金		
15	自立的林業経営活動推進事業費補助金		
16	A S F 侵入防止緊急支援事業費補助金		
17	C S F 衛生管理再生緊急支援事業費補助金		

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第164号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和 3 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 27 年 9 月 1 日 第 62 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社三重農産	代表取締役 鈴木 雄道	伊賀市高畠 835 番地

3 変更内容

(1) 名称の変更

株式会社三重農産

(2) 代表者名

代表取締役 鈴木雄道

(3) 農産物検査員の住所の変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
鈴木 雄大	[REDACTED]	玄米	K242012548

三重県告示第 165 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 3 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 18 年 3 月 28 日 第 50 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社種村牧場	取締役 種村 昌子	いなべ市藤原町大貝戸 2496 番地 1

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
市川 祐基	[REDACTED]	玄米	K2326068

(2) 農産物検査員の住所変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
種村 徳治	[REDACTED]	玄米、そば	K242005576

三重県告示第 166 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 3 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 18 年 3 月 14 日 第 49 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
西部アレフ株式会社	代表取締役 中村 剛明	伊勢市上地町 2691 番地

3 変更内容

農産物検査員の住所変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
岩本 直貴	[REDACTED]	玄米	K242008573

小嶋 伸幸	[REDACTED]	玄米	K242008574
-------	------------	----	------------

三重県告示第 167 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 3 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 18 年 3 月 28 日 第 50 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社種村牧場	取締役 種村 昌子	いなべ市藤原町大貝戸 2496 番地 1

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米、そば）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
種村 徳治	[REDACTED]	玄米、そば	K242005576

7 登録の更新日

令和 3 年 3 月 5 日

三重県告示第 168 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 3 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 18 年 3 月 14 日 第 49 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
西部アレフ株式会社	代表取締役 中村 剛明	伊勢市上地町 2691 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
中村 剛明	[REDACTED]	玄米	K242005572
岩本 直貴	[REDACTED]	玄米	K242008573
小嶋 伸幸	[REDACTED]	玄米	K242008574
丸山 光明	[REDACTED]	玄米	K242008575

7 登録の更新日

令和 3 年 3 月 5 日

三重県告示第 169 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 3 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 百五銀行	桑名支店 桑名駅前出張所	桑名市寿町 2 丁目 31 番 地の 12	桑名市中央町 3 丁目 36 番 地（桑名支店内）	令和 3 年 3 月 29 日
	白子支店 稻生出張所	鈴鹿市稻生 3 丁目 5 番 15 号	鈴鹿市南江島町 10 番 15 号 (白子支店内)	

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出がありました軽油引取税に係る免稅証については、無効とします。

令和 3 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

免 税 証 の 種 類	用 途	番 号	枚 数	有 効 期 間	免 税 証 に 記 載 さ れ た 販 売 業 者 の 名 称
1,000 ℓ券	自衛隊	42003607458 42003607459	2	令和 3 年 1 月 15 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	株式会社かまや

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、雲出揚溝土地改良区（津市雲出本郷町 1388 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
鈴鹿都市計画用途地域
- 2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年3月16日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画地区計画

深溝地区地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年3月16日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画下水道

流域関連鈴鹿市公共下水道

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年3月16日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画用途地域

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年3月16日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年3月1日	度会郡玉城町佐田字寺田 1246-1	伊勢市曾祢 2丁目 11-8 株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中村博光
令和3年3月1日	員弁郡東員町大字穴太字横長 898 ほか4筆	東京都千代田区丸の内 1丁目 4-1 丸の内永楽 ビルディング 22階 株式会社ナガワ 代表取締役社長 高橋修
令和3年3月5日	三重郡川越町大字北福崎字掛割 54-1	三重郡菰野町大字永井 2337-17 有限会社泉斗工業 代表取締役 加藤智也
令和3年3月8日	南牟婁郡御浜町大字志原字杉淵 280-6 の一部ほか5筆	熊野市久生屋町 406-20 有限会社三重塗装 代表取締役 假屋積

		熊野市久生屋町 475-5 仮 屋 積
令和 3 年 3 月 8 日	員弁郡東員町大字大木字浜井場 1353-12 ほか 1 筆	いなべ市員弁町大泉新田 1374-1 ツヅアイテ 102 渡 部 晃 輔

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>